

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.45

滋賀県

補助金等

支援の名称	事業所省エネ・再エネ等推進加速化事業 (省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金)
制度の 趣旨・背景	CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進、地域経済の活性化、災害時における代替エネルギーの確保および中小企業の経営改善のため、中小企業者等が再生可能エネルギー等の設備を導入する場合、これに要する経費の一部を補助します。
制度の 内容	<p>○補助対象事業</p> <p>県内の事業所等において省エネルギー設備への更新、再生可能エネルギー等の設備を導入する事業であって、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業</p> <p>○対象設備（うち再生可能エネルギー等設備）</p> <p>①発電設備：太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電</p> <p>②熱利用設備：太陽熱利用、バイオマス熱利用、地中熱利用、下水熱利用、その他熱利用</p> <p>③燃料製造設備：バイオマス燃料製造</p> <p>④革新的なエネルギー高度利用技術：ガスコージェネレーション、燃料電池</p> <p>⑤蓄電池（発電設備（太陽光発電を除く。）と併設または既設発電設備に接続する場合に限る。）</p> <p>⑥次世代自動車+V2H（福祉避難所のみ対象。）</p> <p>⑦V2H 単体</p> <p>○要件</p> <p>(1) 発電設備で発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。なお、1事業所あたり、発電した電力の50%以上かつ年間3,600kWh以上の電力を自家消費すること。</p> <p>(2) 発注（契約）先および施工業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、県外事業者も可とする。</p> <p>※その他、対象設備ごとに規模等の要件あり。</p> <p>○補助金の額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/3以内（限度額は10万円～200万円） ただし、福祉避難所は補助率1/2以内（限度額は75万円～300万円） ・太陽光発電単体は、定格出力1kWあたり4万円を限度 ・太陽光発電と蓄電池併設は定格出力1kWあたり7万円（福祉避難所は10万円）を限度 ・蓄電池単体は、蓄電容量1kWhあたり5万円（福祉避難所は7万円）を限度
対象と なる方	以下のいずれにも該当する者 (1) 中小企業者等であって、滋賀県内に事業所等を有する事業者 (2) 県税に滞納がない事業者 等
問い合わせ 先など	<p>○所管部署</p> <p>滋賀県 総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課</p> <p>TEL：077-528-3090 E-mail：cg02@pref.shiga.lg.jp</p> <p>○関連 URL（滋賀県CO₂ ネットゼロ推進課 HP）</p> <p>https://zeronavi.shiga.jp/company/subsidy/prefecture/1/</p>